○大阪府がん対策推進委員会規則

参考資料６

平成二十四年十一月一日

大阪府規則第百九十五号

大阪府がん対策推進委員会規則を公布する。

大阪府がん対策推進委員会規則

（趣旨）

第一条　この規則は、大阪府がん対策推進条例（平成二十三年大阪府条例第六十八号）第十七条第三項の規定に基づき、大阪府がん対策推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、委員の報酬及び費用弁償の額その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第二条　委員会は、委員三十人以内で組織する。

２　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第三条　委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　会長は、会務を総理する。

３　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第四条　委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第五条　委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。

２　部会に属する委員は、会長が指名する。

３　部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

４　部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を委員会に報告する。

５　前条の規定にかかわらず、委員会は、その定めるところにより、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

（報酬）

第六条　委員の報酬の額は、日額八千二百円とする。

（費用弁償）

第七条　委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

（庶務）

第八条　委員会の庶務は、健康医療部において行う。

（委任）

第九条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。